



〈変化の秋です〉



暑い夏になると言われてきましたが、終わってみると後半は台風による雨続きで、今年も大災害が発生してしまいました。被災された方々の一日も早い復興をお祈りします。身近な状況にも大きな変化が生じています。

1つは税務調査、例年のシーズンは7月から11月までが中心で、4月から6月までが少々という感じだったのが、今年からは正月明けから次々に連絡が入り、税務署の異動日である7月10日も挟んで担当替えという事態もお構いなしといった感じです。

これはどうも国税通則法の改正を受けて調査対象1件にかかる時間が増えた為、1年中税務調査に出ないといけなくなるといった事情があるようです。担当者変更があった場合などは税務調査の結論は長くなりますが、引き継ぎがうまくいかず「敵失」になり、結果的には「お得意」なケースもありますよ。

いずれにしても当社は「敵を知り己を知らば百戦危うからず」で、1件1件確実につぶして成果を出して喜んで頂いております。「一生づきあい、運命共同体ですから。」

さて、セミナーのお知らせです。大東建託様などからは依頼されて随時行って大盛況なのですが、誰でも参加できるセミナーは久しぶりです。

日時 11月12日(木)

18時30分開場

19時開会 約2時間

場所 東京駅前KITTEビル

(旧郵便局ビル)

※1Fに誘導係員がおります。
(30名様限定無料)

テーマ 「私が銀座でビルを

持つに至るまで」

パート1 一番儲かる商売とは？

講師 「闘う税理士大家さん」

鳥山 昌則

不動産検索サイト「健美屋」でもご案内が記載され申し込みが加わります。興味のある方は是非ご参加下さい。

当日は鳥山グループ秘蔵の誰も買える投資節税不動産を数件発表させて頂きますので、楽しみにお越し下さい。お申し込みは、鳥山会計のメール又はFAXで受け付けております。

【例】埼玉県志木市750万円、家賃保証8%、管理清掃不要、節税効果毎年約35万円(4年間)。

詳しくは「税理士大家・鳥山会計」
<http://www.zeirishi-ohya.com/> をご覧下さい。

尚、「鳥山不動産研究会」メンバー募集を始めました。同封のチラシでドシンドシご応募下さい。

平成27年10月吉日

鳥山昌則

◆税金ワンポイント◆
〈相続税調査〉



平成27年1月から、相続税の基礎控除が6割に縮小され、課税対象となる人が増えました。

税務調査の対象になりやすい場合は次の通りです。

- ・遺産総額3億円以上
- ・金融資産1億以上
- ・生前の収入に対して財産が少なすぎる
- ・生前に不動産を売却
- ・生前に預金の高額出金が多く、出金理由の不明が多い
- ・海外との金融取引が多く、海外財産の申告がない
- ・家族名義の預貯金が多い
- ・家族名義の上場株式や投資信託が多い

平成25年度の実地調査で見つかった申告漏れのうち「現預金」が約4割で最多。続いて有価証券、土地となっており、特に注意すべきは「名義預金」につながる質問です。

「名義預金」とは実質的に被相続人の財産なのに、妻や子どもの名義の口座に預けていたお金のこと。本来は相続財産に含める必要があります。

子や孫の名義の通帳に被相続人が生前お金を移していた場合も要注意。子や孫が贈与を受けたと認識しておらず、通帳や印鑑を被相続人が引き続き管理していたなら、「名義預金」と判定される。

相続税の税務調査は誰しもが緊張しますが、ポイントを知っておくと余計な心配をしなくて済みます。税理士に事前に想定問答を頼んだり、実際の調査に立ち会ったりしてもらうと安心です。

是非、闘う税理士にご相談下さい。

- 税務署から指摘されやすい例は次の通りです。
- ・通帳の過去の出金の妥当性
 - ・収入及び生活費を把握し申告額との整合性を確認
 - ・葬式費用の妥当性
 - ・預貯金の管理者
 - ・家族名義の預金通帳
 - ・過去の贈与歴
 - ・通帳や印鑑の保管場所と相続した財産の状況

(三角)

むさしの相続相談室 (土・日営業)

Tel 048-476-8586 <http://www.musashino-ss.com/>

詳しくは各担当までお問い合わせください。

〈相続前の対策〉

節税・生前贈与・争続回避・遺言書の検討

〈相続後の対策〉

分割協議・延納、物納、売却の検討・相続税の申告等

相談無料、明瞭・明確な料金体系、お客様を「一生づきあい・運命共同体精神」でしっかりサポートします!! ※(税)鳥山会計内ですから安心です。



10月よりマイナンバー制度の 個人番号が各世帯に通知されます!!

マイナンバーの通知カードと 個人番号カードについて

いよいよ平成27年10月5日からマイナンバー(個人番号)の通知が始まります。

「通知カード」は住民票の住所の世帯主あてに簡易書留で郵送されます。

重要なマイナンバーが記載されていますので、なくしたり、捨てたりしないよう、しっかりと保管してください。

通知カードは紙製ですので、枠から切り取ります。その枠の通知カードの下に個人番号カード交付申請書が付いて、返信すれば申請完了です。交付申請はスマートフォンからの申請でも可能です。通知カードは顔写真が記載されないため、本人確認書類が必要となりますが、個人番号カードには顔写真が記載されますので番号確認と本人確認が一枚でできます。交付手数料は当面の間無料です。個人番号カードは申請後、平成28年1月以降に交付されます。

マイナンバーの利用開始と 個人番号の収集の時期について

税金の分野では、マイナンバーの利用が平成28年1月より始まります。ちなみに社会保険の分野では、雇用保険は平成28年1月より、健康保険・厚生年金は平成29年1月からの利用開始となります。

実際には、在籍中の従業員の方達などの利用は平成28年の年末調整からです。平成28年分の扶養控除申告書を平成27年中に提出する場合は、個人番号の記載義務はありませんので、個人番号の収集は平成28年内に収集すれば十分間に合います。ただし、平成28年中に入社・退職の従業員があった場合は、個人

番号を収集する必要があります。収集の対象優先順位は次のように考えられます。

- ① 入社の従業員等
 - ② 退職する従業員等
 - ③ 在職中の従業員等
 - ④ 当事務所への提供の時期
 - ⑤ 取引先(士業・地主等)
- 優先順位を考慮してスケジュールを計画してみてください。

マイナンバーの提供に 同意してくれない場合の対応

マイナンバー制度に対して「番号で管理されたくない」「長年勤めているのに身元確認等不要」という方がいるかもしれませんが、しかし、社会保険や税金等の決められた書類へのマイナンバー記載は法律で定められた約束事です。とはいえ、「法律で決められたことだから、文句を言わず従え」では少々乱暴すぎるので、十分な説明と説得をしてください。それでもなお、提供を受けられない場合は次のような対応になります。

- ① 提供を求めた経過等を記録・保存する等し、単なる義務違反でないことを明確にしておくください。
- ② その上で書類提出先(市町村の担当窓口や各種書類を管轄する官庁の窓口)に相談をし、指示に従うこととなります。

当事務所からの マイナンバーに関するお願い

当事務所にて年末調整および源泉徴収票の作成、給与支払報告書・支払調書の作成の業務を受ける場合において、平成28年1月以降はマイナンバーの利用が必要となります。後日、利用目的の記載

を兼ねた提供のお願い通知書をお出しする予定しております。その節はマイナンバーの当事務所への提供にご協力ください。

当事務所ではマイナンバー業務を委託されることになり、マイナンバーの安全管理がとて重要になります。

そこで、新たにミロク情報サービスのマイナンバー管理システムを導入することになりました。(有料)

マイナンバーの保管(廃棄)、漏えい防止のため、暗号化技術を用い、データの持ち出し禁止・制限等のセキュリティ対策に対応しています。

そのシステムを利用し、より強固な安全管理を進めていきますので、顧問先様にご安心頂けるかと存じます。(村澤)

財務システム変更のご案内

当事務所ではこれまでJOURN財務システムにより会計処理を行ってまいりましたが、消費税のシステム上の問題が生じたため、順次ミロク情報サービスの財務システムに移行することになりました。

これから、決算申告を終えた顧問先様からJOURNからミロクへのシステム移行を予定しております。

当事務所からお渡しする試算表などの出力帳票の書式も変更になりますが、ご理解のほど何卒よろしくお願いたします。

ミロクにも顧問先様専用入力ソフト(記帳くん)がございますので、JOURN入力システム、あるいは発展会計等にて自計化されている顧問先様においては、ミロクの入力ソフトを是非導入して頂きたいと考えております。ミロクの入力ソフトへ替えることにより、JOURN入力ソフトの顧問先様においては、入力・検証・帳簿の各機能が格段にアップします。また、発展会計ご利用の顧問先様においては、ソフト利用料が月額2千円(税別)から月額1千円(税別)になります。ご提案させて頂く際は何卒よろしくお願いたします。

注目!

「一日公庫」のご案内

当事務所では、(株)日本政策金融公庫と連携し、下記日程で「一日公庫」を開催いたします。「一日公庫」では、日本公庫の融資担当者が融資をご検討されているお客様とご面談し、審査をします。

開催日:平成27年11月26日(木)
時間:午前10時~午後4時
場所:税理士法人鳥山会計(志木オフィス)
お申込・お問合せ先:

鳥山会計 担当小林 Tel 048-476-8586

「一日公庫」はこんなにお得!

- ☑日本政策金融公庫まで足を運ばなくても、当事務所で融資担当者とのご面談が可能です。
- ☑融資担当者は、鳥山会計の顧問先には熱心に頑張ります。
- ☑当事務所の担当者が待機しているため、安心して面談をお受けいただけます。
- ☑融資の審査結果は、事前に決算書等の資料を提出いただければ、その日にご連絡するよう努めます(ご面談の内容等により後日になることもあります)。